

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

人事院(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	115	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国家公務員の給与等の改正予定内容に係る情報提供の早期化

提案団体

香川県、栃木県、神奈川県、愛媛県、高知県

制度の所管・関係府省庁

内閣官房、総務省、人事院

求める措置の具体的内容

地方公共団体が地方公務員法第24条第2項及び第4項の規定の趣旨を踏まえて給与・勤務時間・休暇制度の改正を円滑に実施できるよう、国家公務員における制度改正予定内容を十分にかつ早期に情報提供いただけるよう人事院と総務省で連携して取り組んでいただきたい。具体的には、以下の事項について要望する。

(1) 人事院勧告を踏まえた法律・規則改正等に関する通知や情報提供の早期化

※法律改正に関する情報については10月初旬まで(県議会の11月定例会に条例案を提出するため)に、当該年度施行の規則改正については12月初旬までに提供いただくことが望ましい。

(2) 人事院勧告では触れられなかった制度改正が行われる場合があるが、このような情報は検討段階から情報提供いただくこと

※10月初旬までに提供いただくことが望ましい。

(3) (2)の制度改正に関する情報提供の早期化

※当該年度施行の規則改正については12月初旬までに情報提供いただくことが望ましい。

※翌年度施行の規則改正については1月下旬までに情報提供いただくことが望ましい。

(4) 人事院が行う各省向け説明会資料等を共有いただくこと

給与改定は人事院と各地方公共団体の人事委員会が民間給与実態調査を共同で実施しその成果を得ているものであり、当該調査結果等を踏まえたアウトプットでもある改正事項については、適時・適切に地方公共団体に提供されても良いのではないかと考える。

具体的な支障事例

国家公務員における給与・勤務時間・休暇制度の改正予定内容については、例年、8月に行われる人事院の報告・勧告内容、その後に国会に提出される法案、その後に公布される人事院規則等の内容、総務省からの情報提供内容、随時報道される内容をもとに確認している。

しかしながら、最近、十分な情報が適時に提供いただけず、地方公共団体において検討時間、職員団体との調整時間、システム改修時間、例規改正時間、給与決定事務時間、職員への周知期間などが十分に確保できないケースが生じている。

例えば、令和7年度であれば、令和8年4月からの初任給決定事務における5年を超える経験年数の換算方法の改正及びそれに伴う在職者調整や大学生年代の扶養親族に係る扶養手当制度の改正など、8月の人事院報告・勧告には記載されていなかった改正内容について、令和8年2月13日に総務省から人事院規則が改正されたとの情報提供があった。これ自体、寝耳に水で情報提供をもっと早くいただきたいかつ、規則より下位の既定や通知についても、あわせて提供いただきたいかつ。

また、令和8年4月に創設する駐車場料金に関する通勤手当や第2種初任給調整手当についても、一定の準備期間や周知期間が必要であるにもかかわらず、上記と同様のタイミングでの情報提供であった。

人事院が各省の担当者等に向けて行う説明会について、以前は当県の人事委員会も同時視聴することができていたが、令和7年度は不可となった。

民間給与実態調査の実施団体でない市町村においても同様の支障が生じていることから、適切な給与、勤務時間その他の勤務条件を定めるため、人事院と総務省が連携し、国家公務員に係る制度改正予定内容及び運用基準等について、年内を目途に情報提供いただくなど、情報提供の早期化をお願いしたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体における検討時間、職員団体との調整時間、システム改修時間、例規改正時間、給与決定事務時間、職員への周知期間などが十分に確保されることにより時間外勤務が削減され、経費節減や職員のワークライフバランスの確保、地方公共団体がより自主性を発揮すべき事務への優先的な取組みに資するものと考えられる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、郡山市、茨城県、埼玉県、千葉県、名古屋市、大阪府、小野市、徳島県、高松市、佐賀県、熊本市、大分県、宮崎県

○早期に情報提供いただけることにより、当市における検討時間、職員団体との調整時間、システム改修時間、例規改正時間、給与決定事務時間、職員への周知期間などが十分に確保されることが期待できることから、提案事項に賛同する。

○求める措置の具体的内容(3)に関して、翌年度施行の規則改正についても、当該年度施行分と同様に、12月初旬に情報提供いただくことが望ましい。

○提案団体と同様の支障事例がある。情報提供が遅いものについては、事前に県へ電話で詳細を照会して対応しているほか、改正が間に合わなかったものは、次年度に改正することになり、場合によっては遡及適用で対応せざるを得ないものも生じている。

各府省庁からの第1次回答

国家公務員の給与等の改正予定内容に係る情報提供は、これまでも情報提供が可能となった段階で速やかに行ってきたところであるが、情報提供のさらなる早期化が可能かどうか、関係府省と協議してまいりたい。